

あ行

アクセス

ある目的地へ移動するための経路，行き方。

一般世帯

住居と生計を共にしている世帯又は一戸を構えて住んでいる単身者。間借り・下宿などの単身者，会社・団体・官公庁などの寄宿舎，独身寮などに居住している単身者。

雨水貯留浸透施設

水害を防止するため，雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして，下水道・河川への雨水流出量を抑制する施設。

地表面に貯留するタイプと，地下に貯留するタイプがあり，貯留した雨水を雑用水として利用することもできる。

雨水排水ポンプ場

台風や大雨時において，ポンプで大量の水をくみあげて川に放流し，浸水から道路や建物を守るための雨水排水施設。

NPO (Non Profit Organization)

民間非営利組織。継続的，自主的に社会貢献活動を行う，営利を目的としない団体の総称。

エリアマネジメント

住宅地における建築協定を活用した良好な街並み景観の形成・維持，また広場や集会所などにおける管理組合の組織化や良好なコミュニティづくりなど，住民や事業者などによる自主的な取組。

なお，「建築協定」とは，一定区域内の土地の所有者などが建築物の敷地や位置，用途，形態などの基準について協定を締結する制度のこと。

沿道サービス施設

道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設，休憩所，給油所，自動車修理工場など。

オープンスペース

都市部における，建物などのない空間。一般的には，公園や広場などゆとりにつながる空間の総称として用いられる。

か行

街区公園

街区内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園で，誘致距離 250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

開発許可制度

都市計画法により定められた，都市計画区域などにおける開発行為に関する許可制度。

公共施設や排水設備などの必要な施設の整備を義務づけるなど，良好な宅地水準の確保や，立地する建築物の用途などの目的・形態を制限するなどの役割がある。

合併浄化槽

生活排水のうち，し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂，洗濯などからの排水）をあわせて処理することができる浄化槽。

環境基本計画

環境基本法第15条の規定に基づき，環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，環境の保全に関する長期的な目標，環境の保全に関する施策に係る基本的な事項のほか，必要な事項を定める計画。

急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度30度以上，かつ高さ5m以上の急傾斜地で，人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所。

急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき，急傾斜地崩壊危険箇所において，擁壁工や排水工，法面工などの急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う事業。

近年では，自然環境や景観上良好な状態を保ちながら斜面の安全度を向上させる「緑の斜面工法」も導入されている。

協働

複数の主体が，何らかの目標を共有し，責任と行動において相互に対等な立場で，ともに力を合わせて活動すること。

例えば，市民等と行政が一体となり，まちづくりを進めることや，地域の課題解決に向けて協力して取り組むことなどがあげられる。

居住調整地域

今後、居住を誘導しないこととする区域において、住宅地化を抑制するために定める地域。

立地適正化計画区域のうち居住誘導区域以外の区域を対象に定め、地域内では3戸以上の住宅などの新築・改築や住宅などへの用途変更、そのための開発行為（0.1ha以上のもの）に対して、規制が適用される。

居住誘導区域

一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域で、立地適正化計画に定める必要がある。

居住環境の向上、公共交通の確保など居住を誘導するための措置が講じられる。

緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を迅速かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するもの。

災害発生時には、災害応急対策のため緊急通行車両以外の通行が禁止又は制限されることがある。

緊急輸送道路沿道建築物

建築物の高さが一定の基準を超えるものであって、その敷地が緊急輸送道路に接する建築物。

近隣公園

主として近隣に居住する市民の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

景観計画

景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づいて、地方公共団体が地域の良好な景観を形成することを目的として策定する計画。

景観計画区域内の建築行為などについて、地域の特性に応じて建築物などの形態、色彩その他の意匠、高さなどの制限を行うことができる。

公園里親制度

公園の清掃や、植木の剪定などの緑化作業を住民ボランティア活動にゆだね、親代わりになった気持ちで公園を管理してもらう制度。

本市では、14団体が里親認定団体として認定（平成27年度時点）され、活動している。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道。

終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもので、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分は暗渠構造となっている。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など、広く一般の利用に開放された水域、及びこれらに接続する水路など公共の用に供する水域。

交通結節点

異なる交通手段、場合によっては同じ交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

「つなぐ空間」と「たまる空間」の役割を有しており、具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などがある。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同体。町村・都市・地方など、生産・自治・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

コミュニティプラント

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項により定められた、市町村の定める一般廃棄物処理計画に従い、市町村が設置するし尿処理施設。

住宅団地などにおいて、し尿と生活雑排水をあわせて処理する施設で、地域で共同で利用する合併処理浄化槽ともいえる。

さ行

災害リスク

大規模災害などに対する予防対策、あるいは発生時の緊急措置体制が整備されていないことにより損失を被るリスク（危険）。

サイン

案内用の標識や看板など。

里山

市街地や集落周辺において、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産などに利用されていた森林。近年、住民に身近な自然として評価されている。

砂防事業

砂防法（明治30年法律第29号）に基づき砂防指定地内で行う事業で、土石流による土砂災害から下流部の人家、耕地、公共施設などを守ることを主たる目的とする。

土地の掘削・盛土や立木の伐採などの制限とあわせて、必要に応じて、砂防えん堤や溪流保全工などを整備する。

砂防指定地

土砂の流失、又は流失のおそれのある地域で、治水砂防のための施設を必要とする土地、又は一定の行為を禁止、制限すべき土地として、砂防法第2条に基づき、国土交通大臣が指定した一定の区域。

自給的農家

経営耕地面積30アール未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

自主防災組織

地域住民が自主的に連携して、平常時には防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、避難誘導、避難所などへの給水給食活動などの防災活動を行う組織。

自助・共助・公助

住民と地域社会、行政の役割分担に関する考え方。「自助」は、自分の責任で、自分自身が行うこと。「共助」は、自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。「公助」は、個人や地域など、民間の力では解決できないことについて、行政（公的機関）が行ったり、支援すること。

自然海浜保全地区

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の7に基づき、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、次に該当する区域として指定された地区。

- ①水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。
- ②海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。

広島県においては、「広島県自然海浜保全条例」に基づき、19地区（平成27年度時点）が指定されている。

指定管理者制度

公の施設（スポーツ施設、都市公園、文化施設など）について、地方公共団体が指定する管理者に管理させる制度。

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用するとともに、経費の縮減などを図ることを目的とする。

市民農園

主として、都市の住民がレクリエーションなどの目的で農業を営む農地及び付帯施設の総称。

修景

元来は造園用語で、庭園美化などを意味する。

近年は、建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の町並みに調和させることや、ストリート・ファニチャー（主として歩道上に設置されるベンチ、電話ボックス、街灯など）の配置など、都市計画的な景観整備の一般をさすことが多い。

集約型都市構造

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。

にぎわいがあり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進し、環境負荷低減型の都市活動、効率的かつ効果的な都市整備の実現をめざす。

循環型社会

廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

準防火地域

市街地における火災の危険性を防ぐため、建物の構造を規制し、不燃化や難燃化を促進する地域。都市の重要施設が集中する地区、商業・業務地、密集住宅地などの火災危険率の高い地域など、防火地域に準ずる地域において定められる。

消防活動困難区域

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路から、ホースが到達する一定の距離以上離れた区域。

新エネルギー

石油、石炭などに代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギー。

具体的には、バイオマス燃料製造、バイオマス発電、地熱発電、太陽熱利用、太陽光発電、風力発電などがある。

人口集中地区

原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の人口密度の高い基本単位区が隣接し、かつ、基本単位区内の人口が5,000人以上となる地区。

水道用水供給事業

水源確保が困難な市町へ水道用水を広域的に供給する事業。

広島県では現在、県内10市5町及び愛媛県内1町に水道用水を供給するため、広島水道用水供給事業、広島西部地域水道用水供給事業、沼田川水道用水供給事業の3事業を実施しており、本市は、広島水道用水供給事業による。

スキーム

計画。企画。体系。枠組み。

ストックマネジメント

住宅、建築物、橋梁などの既存のストックの有効利用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための体系的な手法。

生活サービス機能

日常生活を営むにあたり必要となる医療・福祉、教育、上下水道などの公共サービス、交通、商業、居住をはじめとした日常生活サービス、地域コミュニティ活動の場など。自然環境、歴史・文化なども含まれる。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する包括的な概念。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じて1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

ゾーン30

自動車の最高速度30km/h制限と路面表示を組み合わせた歩行者などへの安全対策。

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて速度規制やその他の安全対策を図る。

た行

ターミナル

交通機関が多く集まり、人の乗り降りが多い所。鉄道の終点。

第一次緊急輸送道路

広域ネットワークの骨格となる高規格幹線道路、防災上重要な施設相互に結ぶ道路で、広域市町村圏相互の連携を確保する道路。

第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路を補完する道路で、市町村相互の連携を図る道路。

第三次緊急輸送道路

第一次、第二次緊急輸送道路から距離のある防災拠点を補完する道路。

タクシーベイ

空港、駅などのタクシー乗り場のこと。

地域公共交通網形成計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化と再生を推進することを目的とする計画。

地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに対して必要な制限をすることにより、一体的かつ合理的な土地利用を図るために定める地域。

用途地域や防火・準防火地域、風致地区、臨港地区などがある。

地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、ある一定の地域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にするとともに、災害の発生を防止し、さらに応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策を定めた計画。

地域防災力

住民が自ら行う防災活動，自主防災組織，消防団，水防団，その他地域における多様な主体が行う防災活動や，地方公共団体などが行う防災活動との適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される，地域における総合的な防災の体制及びその能力。

地区計画

生活に密着した身近な地区において，地区の特性に応じて，良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める地区レベルの都市計画。

地区の目標や将来像の方針，生活道路・公園などの配置，建築物の建て方のルール，街並みなどを地域住民の意見を反映して，その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定める。

伝統的建造物群保存地区

周囲の環境と一体をなして形成している歴史的風致を維持するため，伝統的な建造物群を主として，外観上認められるその位置・形態・意匠などの特性について，その周囲の環境と併せて保存する地区。

都市型住宅

市街地において，良好な住環境を確保しつつ，高密度に住む住宅のこと。一般的には，中層，高層の共同住宅などをいう。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し，集約することにより，これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で，立地適正化計画に定める必要がある。

都市機能誘導区域ごとに，立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）および誘導施設の立地を図るための事業などが定められる。

都市計画区域

自然的・社会的条件，人口，産業，土地利用，交通量などの現況とその推移を考慮して，一体の都市として総合的に整備し，開発し及び保全する必要のある区域として指定されたもの。

都市計画道路

都市計画法に基づき，都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため定められた道路。自動車専用道路，幹線街路，区画街路，特殊街路に分類される。

都市機能

都市における経済活動や教育，文化，福祉，居住などを支える質の高いサービスを提供する機能。

電気や水道の供給，交通手段の提供，行政機能，商業・観光の場としての機能などが含まれる。

都市公園

都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき，地方公共団体が設置する公園・緑地と，国が設置する国営公園，国民公園がある。

都市施設

円滑な都市活動を確保し，良好な都市環境を保持するための施設であり，都市の骨格をなすものの総称。主な都市施設として，道路，公園，下水道などがある。

都市づくり

都市機能の配置，土地利用，道路網整備など，都市全体の方向に係る取組などのこと。

都市的サービス

文化，教育，スポーツ，医療・福祉，商業，レジャーなど，住民生活に関連する多様なサービス。

土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域などにおける土砂防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法，平成12年法律第57号）第6条に基づき，土砂災害が発生した場合，住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

過去の土砂災害による土砂の到達範囲などを勘案して設定する。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち，土砂災害が発生した場合，建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

土地区画整理事業

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき，都市計画区域内において，道路・公園などの公共施設の整備や改善，宅地の利用の増進を図るための土地の区画形質の変更などを行う事業。

な行

南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として、内閣総理大臣が指定する地域。

同地域に指定されると、防災対策が重点的に進められる。

二級河川

一級水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法（昭和39年法律第167号）による管理を行う必要があり、都道府県知事が指定（区間を限定）する。

なお「一級河川」とは、一級水系（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定）に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定した河川。

乗合タクシー

交通不便地域などにおいて、輸送需要や住民ニーズに対応するため運行する乗合自動車。

本市では、小梨地区、仁賀地区で運行している予約型の乗合タクシー。

は行

ハザードマップ

火山噴火や洪水、土砂災害、津波などの自然災害に対して、住民が安全に避難できるよう、被害が予測される区域および避難地、避難路などを記載している地図。

バスベイ

バス停留所にあるバス専用の停車スペース。

バス利用者の安全な乗降や停車中のバスによる渋滞などの防止を目的として、車道から歩道に切り込んだ形で設けられる。

パブリックコメント

行政機関が基本的かつ重要な施策などを策定する過程において、その趣旨・目的・内容等を広く公表し、市民等から意見などの提出を求め、提出された意見などを踏まえて最終的な意思決定をする一連の手続き。意見公募手続。

バリアフリー

高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）を取り除き（フリー）、誰もが暮らしやすい社会環境をつくること。又はそのように設計されたもの。

販売農家

経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

ビジョン

展望、見通し。目標とする姿。

避難所（避難施設）

災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させる施設、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるため避難する場所。

洪水や津波など異常な現象の種類ごとに、安全性などの一定の基準を満たす施設又は場所。

避難路

避難圏域内の住民を当該避難場所などへ迅速かつ安全に避難させるための道路。

広島県建築基準法施行条例

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条、第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第2項及び第56条の2第1項の規定に基づき、広島県が定めた条例。

災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限、都市計画区域内における建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限、日影による中高層の建築物の高さの制限について定めている。

広島県福祉のまちづくり条例

真に豊かな福祉社会の実現を目指し、すべての県民が、自らの意思で自由に行動し社会参加できる、だれもが住みよいまちをみんなで作ることを目的として、広島県が定めた条例。

不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園及び公共交通機関などを対象とし、障害者や高齢者など、ハンディキャップがある人を含めたすべての人が、安全かつ容易に施設を利用できるようにするための整備基準を定めている。

ひろしまの森づくり事業

県土の保全や水源かん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源に、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを目的とした事業。

人工林対策、里山林対策、県民意識の醸成に取り組んでいる。

ファシリテーター

会議やミーティングなど複数の人が集まる場において、議事進行をつとめる人。

中立な立場を守り、参加者の状況を見ながら、問題の解決や合意形成に導く役割を担う。

風致地区

都市の風致（樹林地や水辺地などの良好な自然環境）を維持するため、又は名勝・史跡の環境を保護して都市の自然美が破壊されるのを防ぐため、建築物やその他の工作物、土地の形質の変更などについて規制する地区。

福祉タクシー

身体障害者などの外出時のタクシー利用を補助する目的で、市町村が料金の一部を負担するなどの制度でできたタクシー。車椅子のまま乗車できるリフト付タクシーなどがある。

本市では、宿根地区、小吹地区で運行している予約型タクシー。

福祉バス

交通手段をもたない高齢者や障害者の外出を支援するために運行しているバスで、介助スタッフが同乗している。

本市では、吉名コース、新庄・田万里コース、忠海コース、西野・仁賀コースで運行している。

ブラッシュアップ

一定のレベルに達した状態からさらにみがきをかけること。

プロジェクト

個々の取組（アイデア）をグループ化することにより、取組内容の掘り下げ、新たな取組の追加、実現方法の検討などを効果的に行うことを意図して設定したもの。

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例

犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するため、広島県が定めた条例。

県、県民及び事業者が連携し、県民の防犯意識の向上、犯罪の防止に配慮した道路、公園、住宅などの普及、その他犯罪の防止のために必要な措置などを講じることにより、安全な県民生活の実現を図ることを目的としている。

防火地域

市街地における火災の危険性を防ぐために、建物の構造を規制し、不燃化を促進する地域。

都市の重要施設が集中する地区、商業・業務地、密集住宅地などの火災危険率の高い地域などにおいて定める。

防災教育

学校や地域において、安全教育の一環として行われるもので、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにする教育。

地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項の理解を通して、児童・生徒などや地域住民の防災対応能力の基礎を培う。

防災拠点

避難地の収容機能のほか、物資備蓄機能、応急救護機能、情報収集伝達機能などを担う場所。

狭義には災害対策本部や応急復旧活動の防災上の拠点。

防災拠点建築物

大規模な地震が発生した場合、被災地において救援、救護などの災害応急活動の拠点となる施設。

ま行

まちづくり

近隣など一定の地域における取組、特定のテーマ、課題に対応した取組などのこと。

まちなか居住

都心部や主要駅周辺など、公共公益施設・生活利便施設などに近く、交通の利便性、生活の利便性の高いまちなかに住むこと。

まちなか居住を促進することにより、高齢者対策や環境問題などに対応するとともに、中心市街地の持続可能な活力の創出を図ることができる。

街並み環境整備事業

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及びまちづくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設などの整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する事業。

緑の基本計画

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に基づき、緑の保全・創出及び緑化推進に関する計画。

都市公園の整備方針、緑化地域における緑化の推進に関する事項など都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動などの施策や取組を体系的に位置付ける。

未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない土地。

また、低利用地は、周辺地域の利用状況に比べて利用頻度、整備水準、管理状況などが低い土地。

メンテナンスサイクル

「点検→診断→措置→記録→次の点検」という維持管理サイクル。

施設に求められる適切な性能をより長期間保持するための長寿命化計画などを作成・充実し、構造物の効率的な維持管理や予防的な保全を進める。

や行

U J I ターン

都会に出た人が故郷に戻る（Uターン）、地方から都会に出た人が、故郷に近い地方都市などで就職・定住すること（Jターン）、都会の出身者が地方で就職して定住すること（Iターン）。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々のさまざまな特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくり、ものづくり、仕組みづくり。又はそのように設計されたもの。

用途地域

都市の計画的な土地利用や都市機能及び都市環境の維持増進を図るため、住居系、商業系、工業系などに用途を分類し、建築物の用途・形態・容積などについて守るべき最低限度のルールを定める地域。

ら行

ライフスタイル

生活様式、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

ライフライン

生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信など。

立地適正化計画

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実などに関して市町村が策定する包括的な計画。

今後の人口減少・少子高齢化の中で、医療・福祉・商業施設や住居などがまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりをめざす。

臨港地区

港湾の管理運営上、港湾施設としての機能を整備し、港湾周辺の効率的な利用を図る地域。

わ行

ワークショップ

地域に関わる様々な立場の人々が集まり、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめ、よりよいものを作り上げていく会議手法。